

日本学生支援機構奨学金

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生（平成 29 年 3 月までに貸与が終了する者を除く）は各学部・研究科（学府・教育部）の奨学金担当係もしくは各専攻事務室等を通じて、貸与額通知書等が入った封筒を受け取り、下記入力期間内に必ず「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）してください。

提出を忘れた場合、奨学金の貸与は廃止されます。また、提出内容、学業成績により、奨学金の貸与が停止・廃止または減額となることがあります。

入力期間：平成 28 年 12 月 15 日（木）～平成 29 年 1 月 31 日（火）

※ 平成 28 年 12 月 29 日（木）～平成 29 年 1 月 3 日（火）は入力できません。

注意事項：

1. 「D-奨学金振込みの継続の確認」の質問で「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、3 月までの貸与（4 月以降振込なし）で辞退となります。入力後の変更はできません。

※ 4 月以降休学・留年（奨学金の休止・停止）となるが復学・進級後に奨学金の貸与を希望する場合や、他奨学金の採否が未定などにより継続するか判断がつかない（迷っている）場合、継続願は「奨学金の継続を希望します」を選択し、提出してください。（状況確定後に別途必要な手続き（休止・辞退等）を行ってください）

※ 大学院第一種奨学金で上記「継続を希望しません」を選択した場合、優れた業績による返還免除は平成 28 年度（平成 28 年 12 月下旬から掲示予定）のものに申請資格がありますが、次年度以降は申請できません。

※ 学振特別研究員採用内定者で、本通知を受け取った方は、下記 HP を参照のうえ、辞退の異動願を提出してください。継続願の提出は不要です。

http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_01_08_j.html

2. 「H-経済状況」の「あなたの2015年12月から2016年11月の収入と支出の差額」が30万円以上ある場合、4月以降に本部奨学チームの担当者が面談のうえ、経済状況を確認します。その内容により、奨学金の減額（または辞退）が求められますので、入力前に確認のうえ、慎重に行ってください。

3. 併用貸与者は、一種と二種それぞれについて入力してください。

問い合わせ先：

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム（学生支援センター1階（御殿下記念館横））

9:00～17:00 TEL: 03-5841-2520・2536